

社会保障審議会医療保険部会（出産育児一時金問題）の
審議進行に関する上申書

平成 22 年 7 月 14 日

社会保障審議会医療保険部会 御中

井上 清成（弁護士）

出産育児一時金の問題の審議に関しては、次のとおりに進行されたく、ここに上申いたします。

1. 出産育児一時金問題の審議に関しては、専門委員の中から選出された座長を特に選任し、審議を進めるのが相当と思料する。
(専門委員の海野信也氏が適切であると思料するので、同氏を座長に推薦する。)
2. 出産育児一時金問題の審議の度に、専門委員が担当して、その回ごと議事整理を行い、中間および最終の取りまとめを行うのが相当と思料する。
3. 出産育児一時金問題の審議の冒頭において、私（井上清成）が約 45 分間を目安に、出産育児一時金直接支払制度の問題点とそれに代わる新しい制度の提案の概説を行うのが相当と思料する。
4. 当初より予定されていた 8 月 5 日（木）14:00～16:00 を出産育児一時金問題の審議の第 2 回目として維持するのが相当と思料する。

以 上

妊産婦のための出産育児一時金制度の提案
—直接支払制度に代わる新たな即時現金給付制度—

平成22年7月14日

井上 清成(井上法律事務所 弁護士)

1 健康保険法上の出産育児一時金

第101条 「被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。」

第52条 「被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。
④出産育児一時金の支給」

第61条 「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。」

2 出産育児一時金の立法趣旨

- (1) 現金支給—第101条の「金額を支給」より
- (2) 使途自由—出産と育児のための一時金という名称より
- (3) 直接支給—第61条の譲渡禁止より
- (4) 即時支給—第101条の「被保険者が出産した時は」より

3 即時現金給付制度の法技術

- (1) 事前申請—妊娠4ヶ月以上ならば生産・死産を問わず支給されるので、出産時というのは停止条件でなく実質は不確定期限であり、事前申請も可
- (2) 振込指定—代理受領と同じく非典型担保であるが、代理受領とは異なって代理人名義申請ではなく本人名義申請
- (3) 自由選択—出産育児一時金の振込先指定についても振込額の割振指定についても妊産婦の自由選択
(一般に、財力あるが時間がない妊産婦は直接支払制度が便宜だが、財力ない妊産婦には現金支給が便宜であり、妊産婦の事情は様々)
- (4) 出産事実通知—分娩機関から保険者へは、出産育児一時金と関連性がないので専用請求書は不要であり、出産した事実を通知することをもって足りる。なお、出生証明書は戸籍法上で必要とされるもので、やはり関連性がないので不要

以上

出産育児一時金直接支払制度の緊急少子化対策としての問題点

平成22年7月14日

井上 清成 (井上法律事務所 弁護士)

1 出産育児一時金に関連する緊急少子化対策は？

(1) 緊急少子化対策の出産育児一時金関連の選択肢

- ①支給金額面—増額か減額か
- ②支給対象者面—妊産婦か分娩機関か
- ③支給時期面—出産即時か1ヶ月後か2ヶ月後か
- ④支給内容面—現金か現物か
- ⑤支給手続面—申請書のみか専用請求書もか

(2) 直接支払制度の功罪〔直接支払制度以前との比較〕

- ①支給金額面—増額 (○)
- ②支給対象者面—妊産婦から分娩機関へ (×)
- ③支給時期面—1ヶ月後から2ヶ月後へ (×)
- ④支給内容面—現金のまま (○)

なお、健康保険法上、正常分娩を「療養の給付」(疾病または障害)として現物給付化することは不可能。

- ⑤支給手続面—申請書のみから申請書プラス専用請求書へ (×)

(3) 即時現金給付制度の提案〔直接支払制度以前との比較〕

- ①支給金額面—増額
- ②支給対象者面—妊産婦のまま
- ③支給時期面—1ヶ月後から出産即時へ
- ④支給内容面—現金のまま
- ⑤支給手続面—申請書のみのまま

2 個別的な論点

(1) 「直接支払制度は手持ち資金なしでお産ができる」という論理は？

もともと出産育児一時金の支給は出産後約1ヶ月であったが、これを前提として、「手持ち資金なしで」と述べたに過ぎない。出産後約1ヶ月の支給を出産即時に前倒しさえすれば「手持ち資金なしで」が実現できる。出産後の申請しか認めなかった故のことであったので、出産前の申請さえ認めれば出産即時の支給が、容易に実現できる。

(2) 直接支払制度導入時に廃止された「代理受取制度」は？

「代理受取制度」(代理受領とは異なる。)とは、妊産婦が自ら保険者に事前申

請をして、分娩機関に出産育児一時金を妊産婦に代わって受け取ることを認める制度である。法的には、代理受領（直接支払制度）ではなく、振込指定（即時現金給付制度）の技術を利用していた。ちなみに、代理受領と振込指定とは、法的に非典型担保に分類されることは共通であり、違いは唯一、出産育児一時金の申請名義人が代理人（分娩機関）であるか本人（妊産婦）であるかというに過ぎない。

かつては、すべての保険者が採用しておらず区々であったこと、及び、厚労省が余り広報に熱心でなかったことから、さほど利用されなかったものの、合理的な制度であったと評しえよう。

(3) 専用請求書の趣旨は？

直接支払制度で採用されている専用請求書は、そもそも出産育児一時金支給とも緊急少子化対策とも、何らの関連性もないので、不合理である。それに、分娩機関の事務負担も大きい。

(4) 未収医療費対策としては？

未収医療費対策と緊急少子化対策や出産育児一時金とは、何らの法的関連性もない。未収医療費対策を充分に実施していない病院（未収医療費の約97%は病院であるらしい。）が、仮りに出産育児一時金に便乗して直接支払制度を推奨するとしたならば、その論理には合理的関連性がない。

(5) 「安心してお産を」するための金銭面以外の条件は？

身近に、診療所・助産所といった正常分娩を主に扱う分娩機関が存在することが必要である。現に、分娩件数の約半数は診療所・助産所が担当している。ところが、直接支払制度によって2ヶ月の入金遅延が生じたために、正常分娩に特化している診療所と助産所は、平成21年10月1日以降は全収入が2ヶ月入金遅延となってしまった。正常分娩での産科以外の収入のある病院に比して、診療所・助産所などの経済的打撃が甚大となった。もしも直接支払制度がトリガーになって診療所・助産所が閉鎖でもしたとすると、それは緊急少子化対策に逆行する事態である。

以上

出産育児一時金の現金給付制度の法技術

	申請者	申請先	申請時期	受取者	受取時期	必要事務書類	法技術
出産育児一時金支給制度	妊産婦	保険者	事後	妊産婦	出産後 約1ヶ月	出産証明	振込指定
事前申請による代理受取制度	妊産婦	保険者	事前	分娩機関	出産時	妊娠証明・出産証明	振込指定 (非典型担保)
出産育児一時金直接支払制度	分娩機関	保険者団体	事後	分娩機関	出産後 約2ヶ月	出産証明・専用請求書	代理受領 (非典型担保)
学会・医会統一の共同要望書	妊産婦 (又は分娩機関)	保険者団体 (又は保険者)	事前	妊産婦の選択制 (妊産婦又は分娩機関)	出産時	妊娠証明・出産通知	振込指定 (非典型担保)

「出産育児一時金直接支払制度に代わる新たな制度」の要望書
 ー出産育児一時金42万円を出産直後にもらって自由に使えるようにー

平成22年4月30日

長妻昭厚生労働大臣 殿
 小沢一郎民主党幹事長 殿
 関係団体 各位

妊産婦344名及び賛同者193名合計537名代理人
 弁護士 井上 清成

出産育児一時金等直接支払制度は、制度設計にミスがあり、妊産婦のための緊急少子化対策としての成果が挙がっていない。そこで、出産育児一時金42万円を出産直後にももらえるように、今までの事後申請制度のみでなく、事前申請制度を導入してもらいたい。また、出産育児一時金42万円の使い途を妊産婦が自由に選択できるように、代理受領制度ではなく、振込指定制度に改めてもらいたい。このようにして、本当の意味での「手ぶらでお産」を実現し、妊産婦が出産育児一時金42万円を出産直後にもらってすぐに自由に使えるようにしてもらいたい。

1 名称

講学上の名称は、「出産育児一時金等事前申請自由選択型振込指定支給制度」と言う。

但し、法令上の名称または通称は、「出産育児一時金の事前申請・即時給付制度」などのもっと短くわかりやすい名称がよい。

2 事前申請自由選択型振込指定の申請書書式

従来の事前申請に基づく代理受取制度の書式をアレンジすることが便宜である。

違いは2点あり、1点目は「妊娠証明」の欄を設けたことで、2点目は受取代理人を「振込指定先」と呼び名を変えたことである。

3 申請書の提出者と提出先と提出に伴う手続き

(1) 提出者

申請書の提出者は、あくまでも妊産婦（被保険者）であり、分娩機関ではない。但し、分娩機関が使者（代行）〔代理人ではない。〕として、事実上提出することは認めてもよい。

(2) 提出先

提出先は、被保険者の資格確認のために必要なので、個々の保険者とすべきである。提出先である保険者は、提出を受けたら全件、国保連に事務連絡をすることとし、また、提出者たる妊産婦に対し受付印を押捺した申請書控えを交付する

こととする。

(3) 提出に伴う手続き

妊産婦は、受付印を押捺した申請書控えを受け取ったら、それを予定分娩機関に提出することとし、そして、分娩機関は提出された申請書控えをもとに国保連に対し分娩機関となる予定である旨の予めの連絡をしておく（これによって、国保連が出産事実の通知に即時対応できる準備をできるようにする）。

4 一旦提出した申請書内容の変更

(1) 変更の自由

申請書の誤記訂正も含めた変更は自由であり、これを制約してはならない。

(2) 変更の手続き

申請書内容の変更の手続きは、妊産婦（被保険者）がその旨を分娩機関に通知すると共に、妊産婦（被保険者）[もしくはその使者・代行者としての分娩機関]が個々の保険者と国保連に通知することとする。

5 出産と出産育児一時金支給

(1) 出産に際して

出産したら、分娩機関は国保連に対し出産事実の通知書（モデル文例を参照。但し、書式や通知方法を問わない。）を提出する。なお、出生証明書の作成提出や戸籍上の記載は、あくまでも戸籍法上の手続きであり、出産育児一時金とは関連させない。

(2) 国保連よりの支給

出産育児一時金の支給窓口は、国保連に統一する。異常分娩・帝王切開であろうとなかろうと、支払基金は出産育児一時金とは関連させない。

(3) 国保連よりの即時支払い

国保連は、分娩機関より出産事実の通知があれば、通知の翌日または翌々日には指定口座（妊産婦もしくは世帯主または分娩機関名義に限定。これら以外の場合は、国保連は払わず、個々の保険者が支給事務を取り扱う。）に即時支払いをする。

6 その他

(1) 過誤調整

本来の妊産婦（被保険者）への出産育児一時金支給と同じく、支給過誤の返還は保険者と被保険者の間で完結する。

(2) 非典型担保

振込指定は振込完了前はいつでも変更可能とするが、変更のためには手続き上、妊産婦（被保険者）から分娩機関と国保連と保険者への変更通知を必要とする。これにより、代理受領と同じく、非典型担保としての機能を営む。

(3) 未収金対策

退院前の振込みを可能とすることにより、事実上、病院の未収金対策となる。非典型担保として、振込指定の変更に手続き的制約があるので、これも未収金対策の機能を営む。

(4) 事後申請の場合

事前申請・出産後即時払いは、出産2ヶ月前の申請をリミットとする。2ヶ月前から事後にわたる申請も当然に可能であるが、支給まで申請後1～2ヶ月を要することとなる。事後申請でも分娩機関への振込指定は可能とする。

(5) 統一書式

申請書式（事前申請用と事後申請用）はいずれも統一書式とし、分娩機関においても用意しておくことにより、事前申請を告知して勧める。

(6) 母子手帳シールの廃止

直接支払制度のような母子手帳シールは不要となるので、廃止する。各分娩機関によって告知・説明・手続き補助をする。

(7) 支給遅延の場合

2ヶ月以上前の事前申請にもかかわらず出産通知後2日以内に支払いがない時には、年5%の割合による遅延損害金が発生する。

(8) 出産育児一時金等の受給資格

「妊娠4ヶ月以上」とすると法改正の有無が議論となりうるので、早期実施のために、従来通り、「出産時」の資格とする。但し、實際上、妊娠4ヶ月以上時点となる（健康保険法第106条「1年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後6月以内に出産したときは、被保険者として受けることができるはずであった出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることができる」）。

(9) 産科医療補償制度との関係

産科医療補償制度とは全く切り離し、制度的関連は持たせない。

(10) 現物給付化との関連

出産育児一時金はあくまでも現金給付であり、分娩費用の現物給付化との関連は一切ない。

(11) 専用請求書の廃止

専用請求書のシステムは、分娩機関にとって事務負担が大きいので、すべて廃止する。

(12) 国保連に支給窓口を一本化

直接支払制度での支給窓口一本化はそのまま維持するも、支払基金は窓口から一切外す。

6	3	A
---	---	---

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金支給申請書

◎記入については、裏面「記入上の注意」をご覧ください。
 ◎「※」印欄は記入しないでください。
 ◎添付書類については裏面に掲載してあります。必ずご覧ください。

① 被保険者証の記号・番号		② 生年月日		③ 届出種別	④ 受付年度	⑤ 通番	⑥ グループ
		5 昭和 年 月 日		04	平成		
⑦ 被保険者(申請者)の氏名と印		⑧ 氏名		⑨ 住所		⑩ 事業所の所在地	
		(フリガナ)					
⑪ 被保険者(申請者)の住所		⑫ 郵便番号		⑬ (受取人情報) / (被保険者情報)		⑭ 電話 ()	
被扶養者が出産したための申請であるときは、その者の		⑮ 氏名		⑯ 生年月日		⑰ 昭和 平成 年 月 日生	
						⑱ 被扶養者番号	
⑲ 出産した年月日		⑳ 出産児数		㉑ 死産児数		㉒ 死産のときはその旨	
平成 年 月 日		人		人		カ月 週	
㉓ 出生児の氏名		㉔ (フリガナ)		㉕ 被保険者と出生児の続柄			
㉖ 法第3条第2項被保険者として支給を受けた場合はその額(調整減額)		㉗ 記号番号		㉘ 氏名		㉙ 勤務先 ㉚ 保険者名	
㉛ 請求年月日		㉜ 特別コード		㉝ 不支給理由		㉞ 106条 貸付/代理表示	
平成 年 月 日		※		※		※ 0:なし 1:貸付有り 2:代理有り	
						㉟ 貸付金額 ㊱ 法定支給額 ㊲ 支払方法 ㊳ 受取人住所区分	

① 出産した年月日		② 生産又は死産の別		③ 生産・死産(妊娠) カ月・週	
平成 年 月 日					
④ 出生児の数		⑤ 備考			
単胎・多胎(児)					
⑥ 上記のとおり相違ないことを証明する。 平成 年 月 日					
⑦ 医療施設の名称・所在地					
⑧ 医師・助産師名					
⑨ 印					
⑩ 本籍		⑪ 筆頭者氏名			
出生届出日		⑫ 出生児氏名		⑬ 出生年月日	
平成 年 月 日				平成 年 月 日	
⑭ 上記のとおり相違ないことを証明する。 平成 年 月 日					
⑮ 市区町村長名					
⑯ 印					

① 支払金融機関の欄	② 金融機関コード		③ 預金種別		④ 銀行口座情報		
	※		1:普通 2:当座 3:別段 4:通知 5:貯蓄		⑤ 口座番号		
⑥ 1 金融機関(ゆうちょ銀行を含む)		⑦ 口座番号		⑧ 口座名義		⑨ (フリガナ)	

受取代理人の欄		本申請に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 平成 年 月 日		被保険者(申請者) 住所 氏名	
① 代理人の氏名と印		② (フリガナ)		③ 委任者と代理人との関係	
④ 代理人の住所		⑤ 郵便番号		⑥ (フリガナ)	
				⑦ 電話 ()	
				平成 年 月 日提出	
				受付日付印	

社会保険労務士の提出代行者印	⑧
----------------	---

届書コード	届書
3	2
1	

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金支給申請書 (事前申請用)

◎記入については、裏面「留意事項」をご覧ください。
 ◎「※」印欄は記入しなくても構いません。必ずご覧ください。
 ◎添付書類については裏面に掲載してあります。

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被保険者証の記号・番号		④ 生年月日		送 信		
	①	②	③	1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成		年 月 日	
	⑨ 被保険者(申請者)の氏名と印		(フリガナ)	事業所の ⑦ 名称 ⑧ 所在地			
	⑩ 被保険者(申請者)の住所		⑩ 郵便番号	(フリガナ)		電話 ()	
	被扶養者が出産したための申請であるときは、その者の		⑦ 氏名	⑤ 生年月日		昭和 平成 年 月 日生	
	⑫ 出産予定日		平成 年 月 日				
	入院する医療機関		名称 所在地	⑬ 被保険者と出生児の続柄			
	⑭ 法第3条第2項被保険者として支給を受けた場合はその額(調整減額)		円	備考			
	⑯ 資格喪失後、家族の被扶養者となったときは、その被保険者証の		⑰ 被扶養者が被保険者であった場合は、その当時の被保険者証の				
	被保険者名・記号及び番号						

甲の 支 払 金 融 機 関	⑳ 支払区分	1: 振込 2: 銀行送金 3: 郵便局送金 4: 当地払	㉑ 預金種別	1: 普通 2: 当座 3: 通知 4: 別段	㉒	銀行 金庫 信組	本店 支店 出張所
	㉓ 口座番号					信連 信漁連 農協 漁協	本所 支所 本店 支店
	銀行送金の場合		銀行	店	郵便局送金の場合		郵便局

受
取
代
理
人
の
欄

甲 () は、医療機関等である乙 () を代理人と定め、次の権限を委任します。
 甲が申請する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額(上限35万円※)の受領に
 関すること。 ※一児につき上限35万円
 平成 年 月 日

甲(被保険者)の住所
 氏名 (印)

乙(代理人)の住所
 氏名 (印)
 電話 ()

乙の 支 払 金 融 機 関	㉓ 支払区分	1: 振込 2: 銀行送金 3: 郵便局送金 4: 当地払	㉑ 預金種別	1: 普通 2: 当座 3: 通知 4: 別段	㉒	銀行 金庫 信組	本店 支店 出張所
	㉓ 口座番号					信連 信漁連 農協 漁協	本所 支所 本店 支店
	銀行送金の場合		銀行	店	郵便局送金の場合		郵便局

平成 年 月 日提出

社会保険労務士の
提出代行者印 (印)

受信日付印

届番コード
3 2 1 番

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金支給申請書 (事前申請用)

◎記入については、裏面「留意事項」をご覧ください。
◎「※」印欄は記入しないでください。
◎添付書類については裏面に掲載してあります。必ずご覧ください。

被保険者証の記号・番号		④ 生年月日		送 信
①	②	③	1:明治 3:大正 5:昭和 7:平成	
⑨ 被保険者(申請者)の氏名と印		(フリガナ)	⑦ 名称	⑧ 所在地
⑩ 被保険者(申請者)の住所		⑩ 郵便番号	(フリガナ)	
被扶養者が出産したための申請であるときは、その者の		⑨ 氏名	⑩ 生年月日	昭和 年 月 日生
⑫ 出産予定日(妊娠証明)		平成 年 月 日	⑬ 単胎・卵胎(児)	左記のとおり相違ないことを証明する。母子 医療施設の名前・所在地 医師・助産師の印
入院する医療機関		名称	所在地	⑭ 被保険者と出生児の続柄
⑮ 法第3条第2項被保険者として支給を受けた場合はその額(調整減額)		円	備考	
⑯ 資格喪失後、家族の被扶養者となったときは、その被保険者証の		⑰ 被扶養者が被保険者であった場合は、その当時の被保険者証の		
保険者名・記号及び番号				

甲の支払金融機関	⑱ 支払区分	1:振込 2:銀行送金 3:郵便局送金 4:当地払	⑲ 預金種別	1:普通 2:当座 3:通知 4:別	⑳ 銀行	本店 支店 出張所
	㉑ 口座番号	口座名義			郵便局	本所 支所 本店 支店
銀行送金の場合		銀行	店	郵便局送金の場合		郵便局

振込指定先

甲 () は、医療機関等である乙 () を代理人と定め、次の権限を委任します。
甲が申請する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額(上限95万円※)の受領に
関すること。 ※一児につき上限55万円

平成 年 月 日

甲(被保険者)の住所
氏名 (印)

乙(代理人)の住所
振込指定先 氏名 (印)
電話 ()

乙の支払金融機関	⑱ 支払区分	1:振込 2:銀行送金 3:郵便局送金 4:当地払	⑲ 預金種別	1:普通 2:当座 3:通知 4:別	⑳ 銀行	本店 支店 出張所
	㉑ 口座番号	口座名義			郵便局	本所 支所 本店 支店
銀行送金の場合		銀行	店	郵便局送金の場合		郵便局

社会保険労務士の提出代行者印 (印)

平成 年 月 日提出

受付日付印

届書コード
3 2 1

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金支給申請書 (事前申請用)

① 記入については裏面に「留意事項」をご覧ください。
② 「※」印欄は記入しないでください。
③ 添付書類については裏面に掲載してあります。必ずご覧ください。

被保険者証の記号・番号		④ 生年月日		送信
①	②	③	④	
⑨ 被保険者(申請者)の氏名と印		(フリガナ)	⑦ 名称	⑧ 所在地
⑩ 被保険者(申請者)の住所		⑨ 郵便番号	(フリガナ)	電話 ()
被扶養者が出産したための申請であるときは、その者の		⑩ 氏名	⑪ 生年月日	昭和 年 月 日生
⑫ 出産予定日(妊娠証明)	平成 年 月 日	⑬ 単胎・多胎()	左記の通り相違ないことを証明する。平成 年 月 日 医療施設の名称・所在地 医師・助産師名	
入院する医療機関	名称 所在地	⑭ 被保険者と出生児の続柄		
⑮ 法第3条第2項被保険者として支給を受けた場合はその額(調整減額)		備考		
⑯ 資格喪失後、家族の被扶養者となったときは、その被保険者証の		⑰ 被扶養者が被保険者であった場合は、その当時の被保険者証の		
保険者名・記号及び番号				

甲の支払金融機関	⑱ 支払区分	1: 振込 2: 銀行送金 3: 郵便局送金 4: 当地払	⑲ 預金種別	1: 普通 2: 当座 3: 通知 4: 別	⑳ 支払額	円	銀行 本店 支店 出張所
	⑳ 口座番号	口座名義		郵便局送金の場合		郵便局	

振込指定先

甲 () は、医療機関等である乙 () を代理人と定め、次の権限を委任します。
 甲が申請する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額(上限95万円※)の受領に
 関すること(※一児につき上限95万円)。甲および乙の支払金融機関の変更もいづれもその支払額の
 変更または分娩医療施設の変更などの事務手続一切に關与すること。
 平成 年 月 日

甲(被保険者)の住所 氏名
 乙(代理人)の住所 氏名
 電話 ()

乙の支払金融機関	⑱ 支払区分	1: 振込 2: 銀行送金 3: 郵便局送金 4: 当地払	⑲ 預金種別	1: 普通 2: 当座 3: 通知 4: 別	㉑ 支払額	円	銀行 本店 支店 出張所
	㉒ 口座番号	口座名義		郵便局送金の場合		郵便局	

社会保険労務士の提出代行者印

受付日付印

平成 年 月 日提出

出産事実の通知書

平成 年 月 日

東京都国民健康保険団体連合会 御中

医療施設の名称・所在地

医師・助産師名

④

平成 年 月 日受付に係る別紙の「健康保険出産育児一時金支給申請書
(事前申請用)」記載の妊娠証明に関し、次のとおりに出産事実を通知いたします。

出産した年月日	平成 年 月 日
生産又は死産の別	生産・死産
生産児の数	単胎・多胎 (児)
死産児の数	人 (妊娠 カ月・週)
備考	

添付書類

- 1 健康保険(被保険者・家族) 出産育児一時金支給申請書(事前申請用) [受付日付印 付き] 写し 1通

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」終了後の
新制度に関する要望書

平成22年5月26日

厚生労働大臣
長 妻 昭 様

一般社団法人東京都助産師会
会長 山村 節子

一般社団法人東京都助産師会（以下「当会」といいます。）は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「当該制度」といいます。）について、①出産費用に係る支給の遅れにより未収入金が発生して助産所等の経営を圧迫するおそれがあること、②事務手続きが複雑で負担になること、③地域の出産施設（嘱託医及び嘱託病院等を含む）が経営困難となり減少する恐れがあることなどの理由により、これを廃止して新たな制度を創設することを望んでおります。当会は、各地域に密着した自然分娩によるお産や子育て支援を目指しておりますが、当該制度により助産所の経営が圧迫されると、このようなお産や子育て支援の目的を果たせなくなります。当該制度は、緊急少子化対策の一環として、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として導入されておりますが、上記のような問題を含んでいるところ、これらの問題点を解消した新たな制度の創設等について、以下のとおり要望致します。

要望事項

- 1 当該制度は平成23年3月をもって終了し、これに代わる新たな制度を創設すること。
- 2 上記1の新制度は、出産に要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図る為に支給されるという出産育児一時金の本来の趣旨に沿って行い、特に以下の点が考慮されること。
 - (1) 出産育児一時金の請求と支給は、保険者・被保険者間での完結を原則とすること。
 - (2) 出産育児一時金は、お産をした人が事前申請をすれば、出産事実の通知直後に受領できること。
 - (3) 振り込み指定制度を活用するなどにより、被保険者が希望する場合は、出産育児一時金の全部又は一部を分娩施設等への支払に充てることのできることを。
 - (4) 事前申請及び出産事実の通知に係る手続きは可能な限り簡便にすること。
 - (5) 無保険者等受給資格のない人への配慮がなされること。
- 3 子育て支援の為、平成23年度以降、出産育児一時金支給額の増額の他、産後育児一時金を支給すること。
- 4 新制度検討に当たり、当会代表者をメンバーに加えること。
- 5 出産は疾病ではないことから、助産師が取り扱う正常範囲の分娩に対して今後も分娩料、妊・産・褥婦・新生児のケア料等は保険適用としないこと。

以上

平成22年3月31日

横塚 夏奈

日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会共同要望書に対する支持声明書

私は平成22年10月7日に出産予定日の妊婦です。

私は、本日付けで長妻厚生労働大臣に提出された社団法人日本産科婦人科学会・社団法人日本産婦人科医会共同での『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」終了後の抜本的改革に関する要望書』に対し、全面的な支持を表明致します。

当面は、出産育児一時金直接支払制度に代わる新たな制度の創設への動きを見守り、両会統一の要望書に沿った制度創設を期待しております。出産前に一時金が妊婦に払われれば安心して出産に望むことができます。

来年からではなく、出来るだけ早期に制度の中止を希望致します。

以上

平成22年3月31日に厚労省大臣に提出された「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」終了後の抜本的改革に関する要望書に賛同する声明書

平成22年3月31日

日本のお産システムを守る会

石井廣重 田中啓一 船橋宏幸

日本のお産システムを守る会は日本各地に展開する産科システムを守るために出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の即時廃止を求める立場から上記要望書に賛同することをここに表明します。表明に際して以下の点を付記します。

分娩医療機関は国民のために存在することは言うまでもありません。そして分娩医療機関において日々働き分娩医療を提供する私たちもまた国民の一部です。決して産科医と一般消費者とが対立しているわけではありません。

私たち医療従事者は日夜妊産婦とあかちゃんのために心をつくして働いています。私たちにも生活があり子どもがあり老親があります。私たちの仕事と生活も守らなくてはなりません。

消費者の利益を優先するあまりに事業者である私たちの仕事と生活を損なうものがこの「出産育児一時金の医療機関への直接支払制度」です。どうか厚生労働省の皆様方、国会議員の方々、報道機関の方々が、事業者の犠牲において消費者を大事にすることのないよう配慮をお願いします。なぜならあらゆる事業者はあらゆる事業場面において消費者よりもはるかに少数ですので、個別分野ごとに消費者の利益のみを優先させれば、やがてこの国から事業者がいなくなり、消費者ばかりの国になっていくでしょう。しかしそんな国は成立していかないのです。

平成22年3月31日

産科中小施設研究会(会員数約400人)

世話人代表 鈴木正彦(代表)、堀口貞夫、関根憲治、久保田繁、大川豊、池下久弥

連絡先: TEL & FAX03-5605-

2277

日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会共同要望書に対する支持声明書

産科中小施設研究会(会員数約400人)は、本日付けで長妻厚生労働大臣に提出された社団法人日本産科婦人科学会・社団法人日本産婦人科医会共同での『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」終了後の抜本的改革に関する要望書』に対し、全面的な支持を表明致します。

当面は、出産育児一時金直接支払制度に代わる新たな制度の創設への動きを見守り、両会統一の要望書に沿った制度創設を期待しております。

我々は未収入金発生のため経営が困難になっています。

来年からではなく、出来るだけ早期に制度の中止を希望致します。

以上

各位

3月31日、当会は下記の理事長談話を発表しました。照会は事務局・高橋（Tel: 045-453-2411）迄。

日本産婦人科学会と日本産婦人科医会の共同要望書を支持する

出産育児一時金「直接支払制度」を廃止し、法の本旨へ回帰を

神奈川県保険医協会

理事長 池川 明（談話）

昨年10月1日より、一片の保険局長通知により突如、産科の「出産育児一時金」直接支払制度が立ち上げられ、分娩費の産科医療機関への入金が出産当月から2～3ヶ月先となり、運転資金ショートにより産科医療機関の存立が危ぶまれるという事態が起きている。

さすがに社会的問題となり、この制度の完全実施が半年間猶予されたのに続き、過日、厚労省は今年度（2011年3月31日迄）一杯の延期と制度見直しを決め、変化をみせている。

この下で3月31日、日本産婦人科学会と日本産婦人科医会が共同で『「出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度」終了後の抜本的改革に関する要望書』を厚労大臣あてに提出した。

その内容は、①出産育児一時金の直接支払制度を2011年3月31日で終了し、②健保法で規定された出産育児一時金の本旨に立ち返り、新たな制度を確立すること、③新制度は保険者―被保険者の間で請求と支給が完結することを原則とする、④事前申請に基づく受領委任払制度を可能とすること等一となっている。

つまり、実質的に問題の「直接支払制度」の廃止と、従来の法に基づく対応の復活である。われわれはこの日本産婦人科学会と日本産婦人科医会との共同の要望書を積極的に支持する。

この「直接支払制度」は法的根拠が何もなく、法律改定はもとより、政令や省令で規定したものでもない。保険局長通知の「実施要綱」の発出により半強制的に効力を発揮しており、立法主義を無視、逸脱した大問題であり、そのことをわれわれは一貫して指摘してきた。今回の共同要望書はこの改善に大きく資するものと考える。また、今次診療報酬改定での薬局による処方内容の変更や、領収明細書の発行義務化など法の逸脱が濃い現在進行形の類例へ、是正のための対抗力、援軍となる。

厚労省は、直接支払制度に関し「あくまでも医療機関の任意の協力」を盾にし、当会の照会に際しても、「関係団体・機関間の調整・合意により局長通知を出した」としていた。今回の共同要望書により、この制度を肯定する医療機関関係団体はどこにも存在しなくなっている。厚労省は速やかに、健保法の本旨に回帰した制度確立に尽力すべきである。

尚、当初より直接支払制度は2011年4月より制度見直しを予定し、オンライン請求が前提とされるなど、医療機関への強制協力と審査支払機関を介在させた出産育児一時金の「療養費化」、保険給付の一元管理など、医療保険再編に絡んだ複雑な思惑が透けている。

そのような思惑は捨て、産科医療機関と日本のお産を守るよう、健保法を遵守した制度運用を厚労省には切に求めるものである。

2010年3月31日

日本産婦人科学会・日本産婦人科医会共同要望書に関する

支持声明書

平成22年3月31日

社団法人東京都助産師会助産所部会
会長 石村 あさ子
連絡先：FAX03-6659-7141

社団法人日本助産師会助産所部会（以下「当会」といいます。）は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「当該制度」といいます。）について、①出産費用に係る支給の遅れにより未収入金が発生して助産所等の経営を圧迫するおそれがあること、②事務手続きが複雑で負担になること、③支払が確実とは言えないことなどの理由により、これを廃止して新たな制度を創設することを望んでおります。

本日付で長妻厚生労働大臣に提出された社団法人日本産婦人科学会・社団法人日本産婦人科医会共同の『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」終了後の抜本的改革に関する要望書』は、当該制度に関する当会の意とその内容を同じくするものであることから、当会はこれを全面的に支持することを表明致します。

当面は、当該制度に関する上記問題点を解消した、これに代わる新たな制度の創設に向けた動きに期待して、これを見守る方針でおります。

お産の文化、伝統を守る為にも、来年ではなく、出来るだけ早期に当該制度を中止することを要望致します。

以上